［削る］

第七十一条　［略］

2　［略］

3　特許法施行令第九条第二号ハ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号ハの経済産業省令で定める関係は、特許法施行令第九条第二号イ及びロに該当する法人並びに特許法等関係手数料令第一条の二第二号イ及びロに該当する法人に対し単独で持つ場合にあつては第一号に掲げるものとし、共同で持つ場合にあつては第二号に掲げるものとする。

一・二　［略］

（特許料減免申請書の様式等）

第七十二条　特許法施行令第十一条第一項及び第二項に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。

2　申請人は、前項の申請書を、特許料納付書の提出と同時に（免除を受ける者にあつては、特許法第百八条第一項に規定する期間内に）提出しなければならない。

3　第一項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

4　申請人は、特許料納付書に特許法施行令第十一条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事項及び第一項の申請書の提出を省略する旨を記載して同項の申請書の提出を省略することができる。

（審査請求料減免申請書の様式等）

第七十三条　特許法等関係手数料令第一条の三第一項及び第二項に規定する申請書は、様式第七十二により作成しなければならない。

2　申請人は、前項の申請書を、出願審査請求書の提出と同時に提出しなければならない。

3　第一項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

4　申請人は、出願審査請求書に特許法等関係手数料令第一条の三第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事項及び第一項の申請書の提出を省略する旨を記載して同項の申請書の提出を省略することができる。

（添付書面）

第七十四条　特許法施行令第十一条第一項及び特許法等関係手数料令第一条の三第一項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

一～四　［略］

［削る］

五　特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合　次に掲げる書面

イ～ハ　［略］

［削る］

6　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第六条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

第七十一条　［略］

2　［略］

3　特許法施行令第九条第二号ハ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号ハの経済産業省令で定める関係は、特許法施行令第九条第二号イ及びロに該当する法人に対し単独で持つ場合にあつては第一号に掲げるものとし、共同で持つ場合にあつては第二号に掲げるものとする。

一・二　［略］

（特許料減免申請書等の様式）

第七十二条　特許法施行令第十条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。

［新設］

2　前項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

［新設］

（審査請求料減免申請書の様式）

第七十三条　特許法等関係手数料令第一条の三に規定する申請書は、様式第七十二により作成しなければならない。

［新設］

2　前項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

［新設］

（添付書面）

第七十四条　特許法施行令第十条及び特許法等関係手数料令第一条の三の経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～四　［略］

五　特許法施行令第九条第一号ホ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ホに掲げる要件に該当する場合　当該要件に該当することを証する書面

六　特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる書面

イ～ハ　［略］

七　特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（同号ロにおいて、その設立の日以後十年を経過していないことに該当する場合に限る。）　次に掲げる書面